

標準貨物自動車運送約款の改正について



国土交通省 東北運輸局福島運輸支局

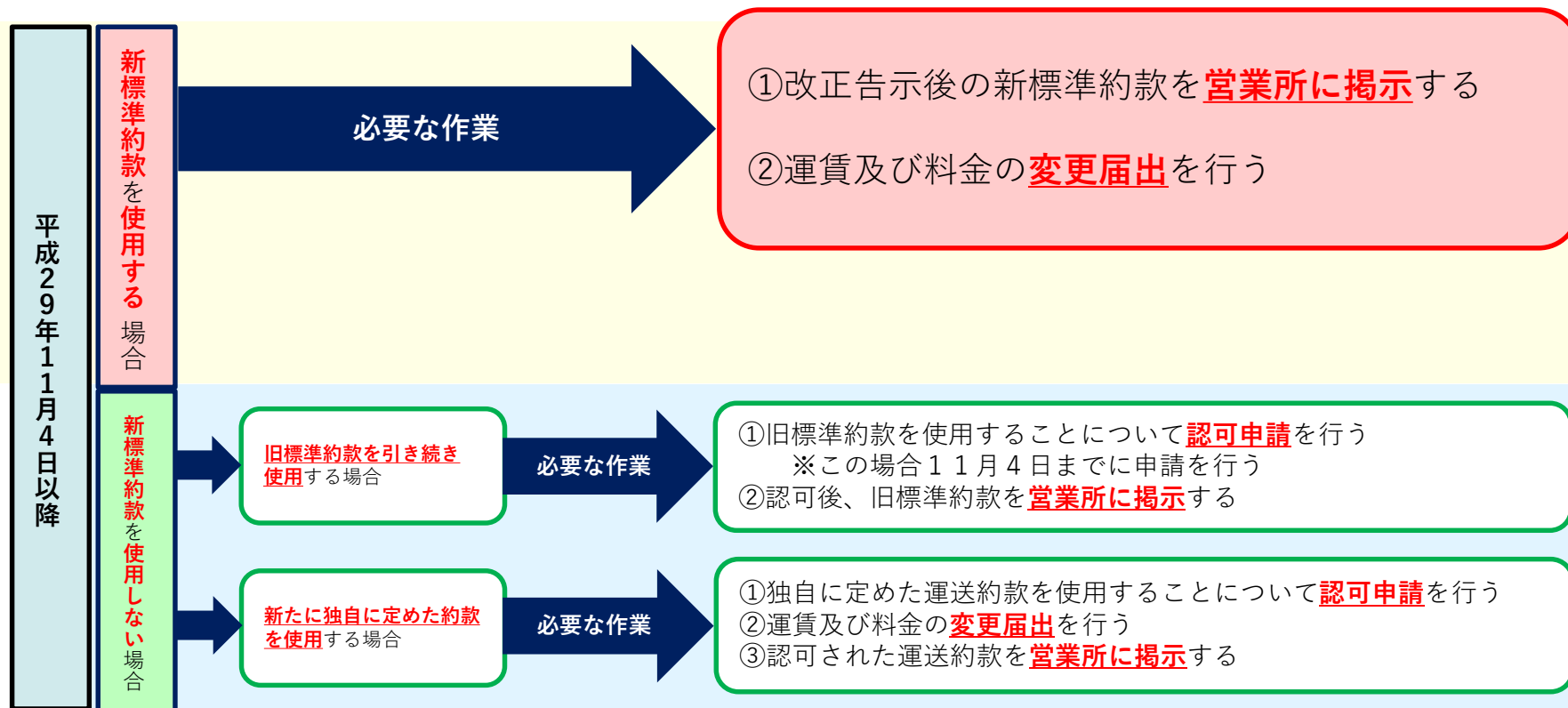


公益社団法人福島県トラック協会



国土交通省

○ 待機時間料、積込料及び取卸料を収受するためには、①運賃及び料金の変更届出、②新標準約款の掲示が必要です。



東北管内【福島県】の料金属届出状況

11月30日現在

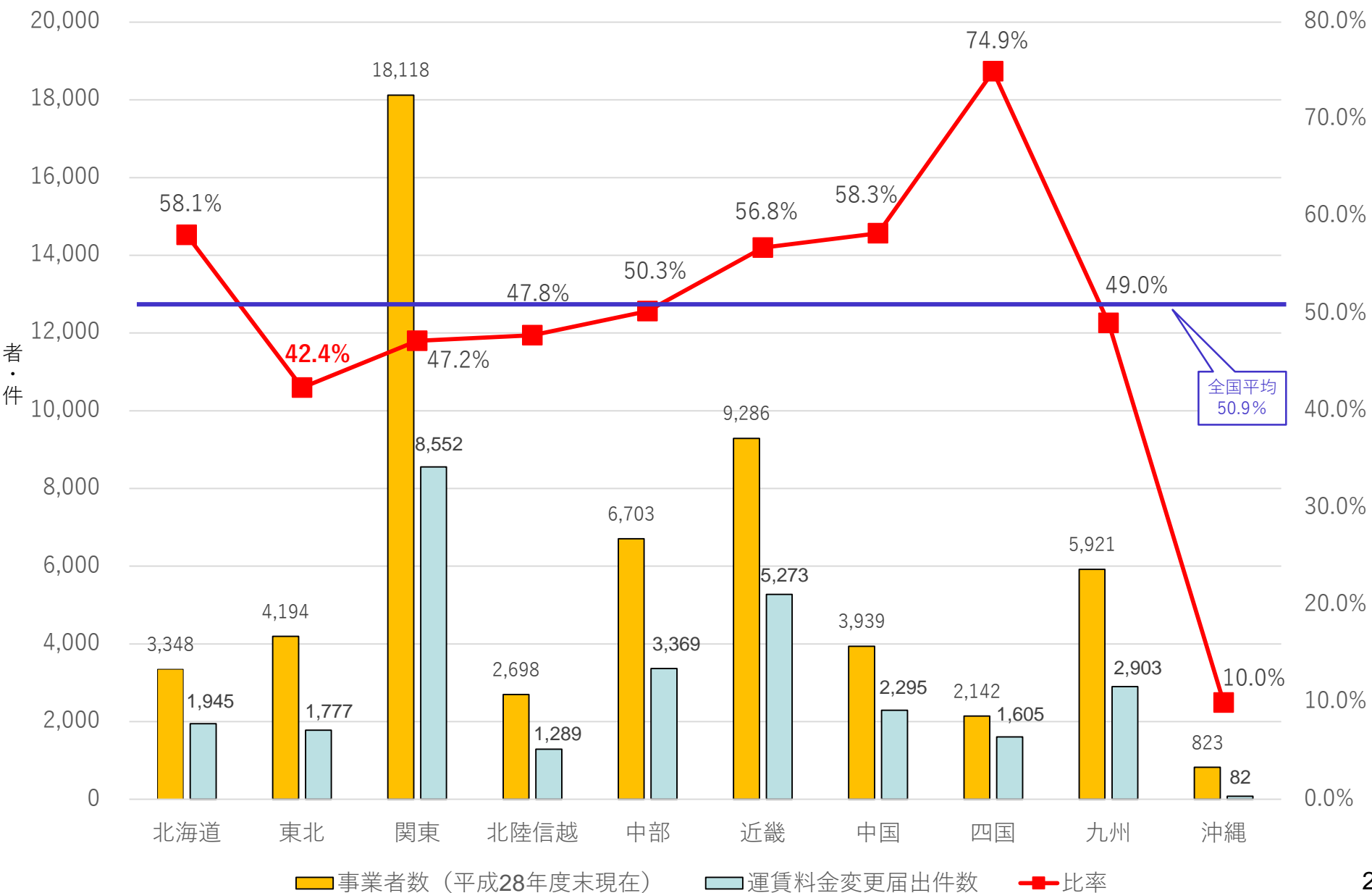
管内事業者数（一般・特積） 28年度末現在	新約款に基づく料金属届出
4,194者	1,777件 (42.4%)
【福島県内】 925者	407件 (44.0%)

(その他：従前から独自の約款を使用している場合)
 ○独自の約款を引き続き使用する場合には手続きは不要
 ○独自の約款の変更を行う場合には①認可申請、②運賃及び料金の届出、③約款の掲示が必要

※新標準約款：平成29年11月4日に施行される標準貨物自動車運送約款及び標準貨物軽自動車運送約款
 ※旧標準約款：平成29年11月3日以前に適用されていた標準貨物自動車運送約款及び標準貨物軽自動車運送約款

標準貨物自動車運送約款の改正に伴う手続き件数について

2018年11月30日現在



標準貨物自動車運送約款の改正の周知等について

約款改正に伴う周知活動（訪問等）

年月日	周知先及び周知内容
平成29年9月27日	平成29年度 物流セミナー（制度概要と手続き）
平成29年10月13日	福島県商工会議所連合会（福島商工会議所）を訪問し、制度説明及び周知を依頼
平成29年10月24日	全国農業協同組合連合会福島県本部を訪問し、制度説明及び周知を依頼
平成30年9月28日	平成30年度 物流セミナー（新約款への移行状況等）

約款改正に伴う周知活動（文書発送）

年月日	依頼先及び依頼内容
平成29年10月24日	福島県商工会議所連合会 ほか県内10商工会議所に広報誌掲載依頼
平成29年10月30日	県内荷主団体及び主要荷主101者に対し、制度の理解・協力と周知を依頼

約款改正未対応事業者に対する対応依頼（文書発送）

年月日	依頼先及び依頼内容
平成30年1月5日 平成30年6月18日	約款改正未対応事業者（運賃料金届出・認可申請なし）に対し文書発送
平成30年6月22日	旧約款対応（認可申請）232者に対し、新約款への移行促進文書発送

改正約款適用事業者に対する実態調査

年月日	依頼先及び依頼内容
平成30年11月9日	改正約款適用の156事業者に対し実態調査を実施(11月末期限)

約款改正未対応事業者に対する手続きの徹底に関する文書発送

年月日	通知先及び通知内容
平成30年11月26日	約款改正未対応（運賃料金届出・認可申請なし）の295事業者に対し文書発送（処分対象となる旨教示）

平成29年11月4日よりトラック運送における
運賃・料金の収受ルールが変わります。

標準貨物自動車運送約款等の改正概要

- #### 「運賃」と「料金」の区別を明確化します

運賃が運送の対価であることを明確化します。

改正前

運賃（範囲が不明確）			
運送	附帯業務	積込み・取卸し	荷待ち時間

+

改正後

運賃（運送の対価のみ）	料金（運送以外の役務等の対価）
運送	附帯業務 積込み・取卸し 荷待ち時間
- #### 「待機時間料」を新たに規定します

荷主都合による荷待ち時間の対価を「待機時間料」とします。

荷主: 荷待ち時間が発生した場合には待機時間料がかかります

ドライバー: わかりました。今後は荷待ち時間が発生しないよう努力します
- #### 附帯業務の内容をより明確化します

附帯業務の内容に「棚入れ」、「ラベル貼り」等[※]を追加します。

※その他追加する附帯業務：「維持系」、「維持系」
「はい作業（倉庫等において荷等を一定の方法で規則正しく積み上げたり取り下ろす作業）」

標準貨物自動車運送約款とは？
国土交通省が制定するトラック事業者と荷主の契約書のひな形です。



Fukushima

福島商工会議所報
Fukushima Chamber of Commerce and Industry

ふくしま

VOL.771

12
2017

【特集】

東北中央自動車道がつなぐ福島の未来
～福島大笹生IC～米沢北IC間が開通！～

ふるさとの元氣を支えて1世紀。

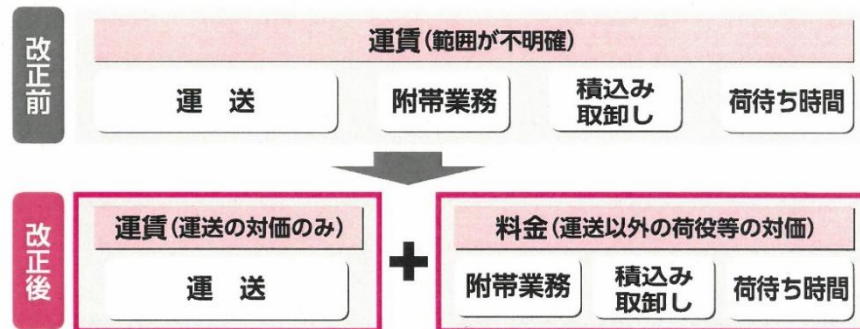


皆さまのお荷物を安全に運ぶために！～標準貨物自動車運送約款等の改正～

荷主の皆さまの大切なお荷物を安全に運ぶため、トラック運転者の長時間労働の抑制に向けた環境整備を進める必要があります。

➔ 平成29年11月4日よりトラック運送における
運賃・料金の收受ルールが変わりました

- 1 「運賃」と「料金」の区分を明確化します
運賃が運送の対価であることを明確化します。



- 2 積み込み、取卸しの役務には、**料金が発生します**
荷主からの委託による積み込み及び取卸しには「積込料」、「取卸料」が必要です。
- 3 「待機時間料」を新たに規定します
荷主都合による荷待ち時間の対価を「待機時間料」とします。
- 4 附帯業務の内容をより明確化します
附帯業務の内容に「棚入れ」、「ラベル貼り」等*を追加します。

*その他追加する附帯業務：「横持ち」、「縦持ち」、「はい作業(倉庫等において箱等を一定の方法で規則正しく積み上げたり崩したりする作業)」



国土交通省東北運輸局福島運輸支局



公益社団法人福島県トラック協会

福島商工会議所機関誌「所報ふくしま 12月号」に掲載
(抜粋)

標準貨物自動車運送約款等の改正に伴う諸手続きを行っていない場合に 関する重要な通知(約款改正未対応事業者あて)

標準貨物自動車運送約款等の改正に
伴う諸手続きを行っていない事業者 各位

国土交通省東北運輸局福島運輸支局

標準貨物自動車運送約款等の改正に伴う諸手続きを行っていない場合に関する重要な通知

運賃と料金の範囲の明確化等を内容とする標準貨物自動車運送約款等の改正を行ったところですが、原則として、標準貨物自動車運送約款等の改正の趣旨を踏まえ、運送の対価としての「運賃」と運送以外の役務等の対価としての「料金」を別建てで收受する旨の内容を含む約款を使用して頂くとともに、運賃と料金を区分して設定し、運賃及び料金の変更届出を行っていただく必要があります。

改正後の標準貨物自動車運送約款等施行後、1年以上が経過しますが、未だ貴社(貴殿)においては約款改正に伴う諸手続き(別添参照)が確認できていません。つきましては、速やかに手続きを行っていただきますようお願いいたします。手続きについてご不明な点があれば下記お問い合わせ先までご連絡ください。

なお、今後、監査時においても約款改正に伴う諸手続きが確認できない場合には行政処分の対象となり得ます(別添参照)。

本通知は標準貨物自動車運送約款等の改正に伴う諸手続きを行っていない事業者様に対して発出されています。本通知と行き違い等で手続きを完了されている場合にはご容赦願います。

お問い合わせ先	
国土交通省自動車局貨物課	03-5253-8111
東北運輸局自動車交通部貨物課	022-791-7531
東北運輸局福島運輸支局輸送・監査部門	024-546-0345(ﾈｯｸﾞｲﾝﾙ3)

運送約款改正ご案内ホームページ

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr4_000020.html

※上記 URL より改正概要・申請書様式・Q&A 等をご覧ください。

別添

標準貨物自動車運送約款の改正に伴う諸手続きを行っていない場合に関する重要な通知

標準貨物自動車運送約款等の改正に伴う諸手続きはお済みですか？

～未手続のままですと罰則や行政処分の対象となります～

平成30年11月
国土交通省自動車局貨物課

運賃と料金の範囲の明確化等を内容とする標準貨物自動車運送約款等の改正を行ったところですが、原則として、標準貨物自動車運送約款の改正の趣旨を踏まえ、運送の対価としての「運賃」と運送以外の役務等の対価としての「料金」を別建てで收受する旨の内容を含む約款を使用して頂くとともに、運賃と料金を区分して設定し、運賃及び料金の変更届出を行っていただく必要があります。

運送事業者が行う手続きの流れ

新標準約款への移行等に伴い所要の手続きが必要になりますので、下記「手続き」をご確認の上、速やかに手続きを行っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知と行き違いで手続きを完了されている場合にはご容赦願います。

新標準約款を
使用する

- ①新標準約款を主たる事務所その他営業所に
掲示する
- ②運賃及び料金の変更届出を行う

新約款に基づき、「待機時間料」、「積込料」及び「取卸料」等を收受するために、①、②の
手続きが必要です。

※運賃と料金の別建て收受の趣旨を含む独自約款を使用することも可能ですが、その場合は、上記①
②に加え、約款の認可申請が必要となります。

運賃・料金の変更届出をしていない場合

(※改正後の標準約款の趣旨を含む独自約款で認可を受け、運賃・料金の変更届出をしていない場合を含む。)

→貨物自動車運送事業法第60条第1項報告義務違反 (初違反:警告 再違反:10日車)

新標準約款以外(独自約款)を使用するにもかかわらず、認可申請をしていない場合

→貨物自動車運送事業法第10条第1項運送約款認可違反 (初違反:20日車 再違反:40日車)

使用する約款を主たる事務所その他営業所へ掲示していない場合

→貨物自動車運送事業法第11条運送約款の掲示義務違反 (初違反:警告 再違反:10日車)

監査等により違反の事実が判明した場合は、行政処分の対象となる場合があります。

※参考 未手続のままですと行政処分(*20日車等)や罰則(*100万円以下の罰金等)の対象となります。

◆運送約款改正ご案内ホームページ

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr4_000020.html

※上記URLより改正概要・申請書様式・Q&Aをご覧ください

お問い合わせ先
国土交通省自動車局貨物課 : 03-5253-8111
東北運輸局自動車交通部貨物課 : 022-791-7531
福島運輸支局輸送・監査部門 : 024-546-0345(ﾈｯｸﾞｲﾝﾙ3)